島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

# 製品事故

島根県観光キャラクター
しまねっこ
島観連許諾第4772号

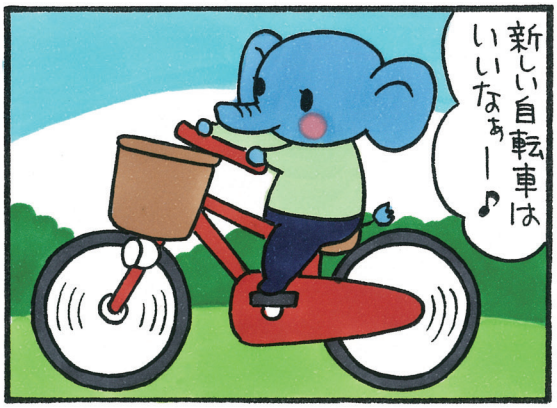


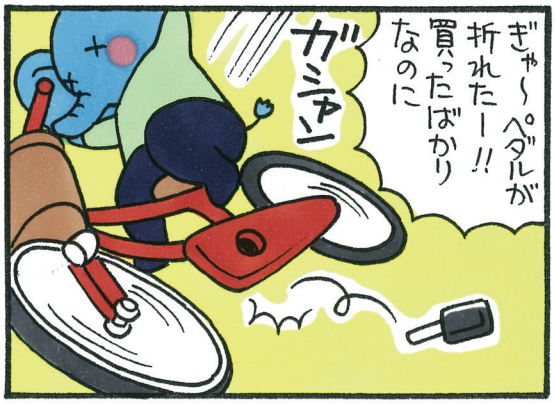

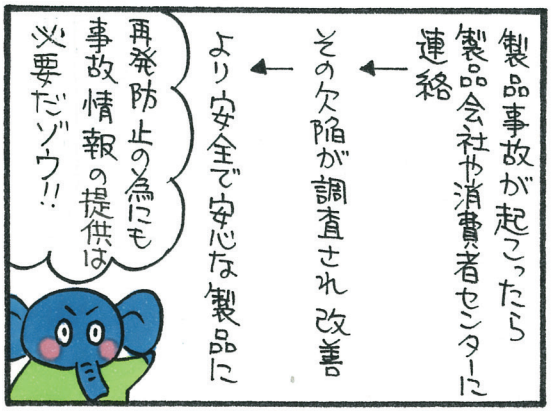


**身近にあるいろいろな製品が、けがや火災等を引き起こす原因になることがあります。**
**製品事故が原因でけがや病気になった場合は、お近くの消費生活センターにご相談ください。**

①けがや病気になったら、使用を中止し、**すぐに医療機関で診察・治療**を受け、診断書や治療費の領収書を残しておきましょう。

②事故原因究明のため、**事故品は捨てず、そのままの状態で保管**しておきましょう。
（使用状況（写真など）・事故発生日時、場所、購入店、購入日、製品型式、使用年数も記録しておきましょう。）

③お近くの消費者センターや、事故の原因となった製品の**販売店や事業者にも連絡**しましょう。

④購入を検討している製品が**リコール対象になってないか注意**しましょう。

消費生活に関するご相談は　泣き寝入りは　い　や　や
**消費者ホットライン**　局番なしの　**188**
お近くの消費生活相談センターにつながります。

**メール相談受付中**

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。
島根県消費者センター　検索
消費生活に関する情報も発信しています！
ホームページ QR コード


ご相談・お問い合わせは
**島根県消費者センター**　〒690-0887 松江市殿町 8-3 市町村振興センター 5 階
TEL 0852-32-5916　FAX 0852-32-5918
**石見地区相談室**　〒698-0007 益田市昭和町 13-1 県益田合同庁舎 2 階
TEL & FAX 0856-23-3657